〇国土交通省告示第二百二十九号

び 小 建 屋 築 ば 基 準 り 組 法 に 施 木 行 板 令 そ \mathcal{O} 昭 他 和 + れ 5 五 に 年 類 政 令 す る 第 £ 百三十 \mathcal{O} を 打 八 5 号) 付 け 第 る 基 兀 準 + を 六 定 条 第 \Diamond 三 る 件 項 \mathcal{O} 平 規 定 成 に + 基 八 づ き、 年 玉 土 床 交 組 通 及

令和五年三月二十八日

省

告

示

第六

百

九

十 一

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

よう

ĺ

改

正

す

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

規 を \mathcal{O} 定 付 傍 次 と 線 \mathcal{O} L た を 表 付 7 規 に 移 定 L ょ り、 動 た 部 し、 以 下 改 分 改 \mathcal{O} 正 よう 対 前 正 後 象 欄 ĺ 欄 規 に に 定」 改 撂 掲 \Diamond げ と げ る 1 る 改 規 う。 対 正 定 象 前 \mathcal{O} 規 欄 傍 は、 線 定 及 で U を 改 改 改 付 正 正 正 L 前 た 前 後 欄 部 欄 欄 分 に に に をこ、 掲 対 応 れ げ に L れ る て 対 対 に 応 象 掲 対 す 規 げ 応 す る 定 る を そ る ŧ \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 改 を 正 標 正 撂 後 記 後 げ 欄 部 欄 て 分 に に に ニ 撂 掲 1 げ げ な 1 る 重 る ŧ 対 傍 規 象 線 定 \mathcal{O}

は

これ

を

加

え

る。

改正後

は、次のいずれかとする。
る床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を無選進法施行令(以下「令」という。)第四十六条第三項に規定す

(解)

にすること。 に対して、厚さ三十ミリメートル以上の板材をJIS A五五〇八 トル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS A五五〇八 にいい、根太等の相互の間隔が五 の根太又ははり(以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五 にすること。

口 (略)

をいう。以下同じ。)は同一直線上にあるものとみなすことがで力壁(令第四十六条第四項の表一の軸組の種類の欄に掲げるもの場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。このをいう。以下同じ。)の相互の間隔が、耐力は(i)に該当するものをいう。以下同じ。)の相互の間隔が、耐力をある。

(i) (略

掲げる数値をいう。)を乗じた値をいう。)を有する平面上の長さに当該壁の倍率(令第四十六条第四項の表一の倍率の欄に六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長(耐力壁の)。 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の

改正前

は、次のいずれかとする。
る床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第三項に規定す

(略)

にすること。 にすること。 にすることではこれと同等以上の耐力を有するようでの間隔で打ち付けることではこれと同等以上の耐力を有するようで、 「くぎ) -二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以トル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をJIS G五五〇八トル以上、幅百八十ミリメートル以上の場合に限る。)に対して、厚さ三十ミリメーの根太又ははり(以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五の根太又ははり(以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五の根太又ははり組(次に掲げる基準に適合するものに限る。)

(新設)

床組及び小屋ばり組を設ける建築物の階数が二以下であること

ロ||イ|| 各 (略)

一 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線(次のí)又 とる。

(i) (略)

る平面上の線 掲げる数値をいう。)を乗じた値をいう。以下同じ。)を有す掲げる数値をいう。)を乗じた値をいう。以下同じ。)を有す長さに当該壁の倍率(令第四十六条第四項の表一の倍率の欄に六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長(耐力壁の)。 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の

のとみなすことができる。 ら直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるもら直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるも表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線か「アスペクト比」という。)が、耐力壁線の配置に応じて、次の「一耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比(以下(略)

二

す (ii) れ 線 の る 組 小 床 る が 所 組 が 屋 ば み 耐 当 該 が ず 壁 階 す び		<i>O</i> 酉 置	己力
	<i>0</i> 妇 等 中	階数が一	
— • 四	みある場合 の耐力壁線 で配上にの の耐力度 を を は の耐力 を は の が 力 を は の が 力 に の が り に り る り る り る り る り る り る り る り る り る	階数が二の建	アスペ
〇 · 七	の場合以外の場合以外	建築物の一階	アスペクト比
一 • 四	階	階数が二の	
	組及び 一・四 〇・七 一・	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	では では では では では では では では

のとみなすことができる。	ら直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるも	表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線	「アスペクト比」という。)が、耐力壁線の配置に応じて、次	一 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比(以	(略)
	めるも	壁線か	、次の	比(以下	

耐力壁線	<i>O</i> 酉 置		t (i) n 線 の る 組 小 床 の る 当 が 内 報 が 接 ば 及 が ず 壁 階 す び	外の場合以おいる場合は
	階数が一	<i>で</i> 類 繁 物	一 • 四	〇 七
アス。	階数が二の舞	みある場合 の耐力壁と の耐力度階 の耐力度階	 • 四	線のロ(i) 階の耐力壁
アスペクト比	建築物の一階	の場合以外に掲げ	〇 · 七	〇 · 四
	階数が二の	階 類 数 の 二	— • 四	O 七

		束に接する横架材の相互間の垂直距離が六百ミリメートルを超え
		し及びかすがい両面打ちにより緊結すること。ただし、当該小屋ホ 小屋ばり組に係る小屋束に対して、棟木及びもやを、長ほぞ差
		梁行筋かいを設けたものに限る。) とすること。
		ニ 小屋ばり組に係る屋根の形式は切妻屋根(小屋組に切妻壁又は
		より緊結すること。
		ハ 小屋ばりと軒桁とは、かぶとあり掛け及び羽子板ボルト締めに
		ロ 小屋ばりの長さが八メートル以下であること。
		イ 小屋ばり組を設ける建築物の階数が二以下であること。
		上の耐力を有するようにすること。
		ぞ差し及びかすがい両面打ちにより緊結すること又はこれと同等以
		るとともに、当該小屋ばり組の小屋ばりに対して、小屋束を、短ほ
		A五五○八(くぎ)−二○○五に規定するN七五を用いて打ち付け
		打ち付けるものに限る。以下同じ。)を、その両側面からJIS
		十五ミリメートル、幅百八十ミリメートル以上のものに限る。) を
		百三十五ミリメートル以上の間隔で二本ずつ用いて、野地板(厚さ
		るき(JIS A 五五〇八(くぎ)-二〇〇五に規定する N 五〇を
		るものに限る。)の軒桁に対して
	(新設)	三 床組が前二号に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、小屋ばり
_		
	八	小
	ては、〇・	Tti, ○ •
	場合にあっ	場合にあっ
	ものである	ものである
	に該当する	に該当する
	壁線が口(i)	ハ
	二階の耐力	二階の耐力
	のの直上の	のの直上の
	該当するも	該当するも

ル以上、 五五○八 (くぎ) −二○○五に規定するN五○を二本以上用いて 小屋束に打ち付けるものに限る。)を設けること。 る場合にあっては、 幅九十ミリメートル以上の桁行筋かい 幅百五ミリメートル以上の小屋貫又は厚さ十五ミリメー 屋組の桁行方向に、厚さ二十七ミリメート (端部をJIS

七五を用いて打ち付けること。 .側面からJIS A五五○八(くぎ)−二○○五に規定するN 小屋ばり組に緊結するたるきを、棟木及びもやに対して、その

。)が○・五以上であること。 告示第千三百五十二号第二号に規定する壁率比をいう。以下同じ小屋ばり組が接する階の桁行方向の壁率比(平成十二年建設省 小屋ばり組が接する階の、張り間方向の両端からそれぞれ四

欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さに同表の倍率の欄に掲げ 、存在壁量(その階の桁行方向に配置する壁を設け又は筋かいをの一の部分(以下「側端部分」という。)を除いた部分について 積)に同項の表二に掲げる数値を乗じた数値をいう。以下同じ。 示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面 する部分に物置等を設ける場合にあっては、平成十二年建設省告 量(その階の床面積(その階の小屋裏、天井裏その他これらに類 る数値を乗じて得た長さの合計をいう。以下同じ。)が、必要壁 入れた軸組について、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類の に次の表に掲げる数値を乗じて得た数値以上となること。

		さ り の 長 ば
桁行方	階数が一の建築物	壁量の割
桁行方		副合
桁行方		円の側端部
桁行方	階数が二の建築物	部分を除い
桁行方		た部分に
桁行方		に必要な

IJ となること。
ついて、存在壁量が、必要壁量に〇・二五を乗じて得た数値以上のいて、存在壁量が、必要壁量に〇・二五を乗じて得た数値以上の上が上が、小屋ばり組が接する階の、桁行方向の各側端部分のそれぞれに 下 ト 六 ルメー 以 ー 下卜四 下卜八 ルリスメー -ルリ 以 場以○率向 上・比の 九が壁 五〇 五. 〇 \bigcirc \bigcirc 合満・以○率向 の九上・比の 場末○七が壁 五〇 五 〇 \bigcirc 合満・以○率向の七上・比の 場末○五が壁 五〇 五〇 \bigcirc 場 以 ○ 率 向 の 上 ・ 比 が 壁 五〇 五. 〇 <u>•</u> \bigcirc 合満・以○率向の九上・比の場 未○七が壁 五〇 \circ 五〇 · 三 五〇 合満・以○率向の七上・比の 場末○五が壁 \bigcirc \bigcirc <u>·</u> 兀

附

則